

那覇市医師会那覇看護専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、看護に必要な知識、技術、態度を教授し、豊かな人格の涵養と教養を高め、看護師として社会に貢献し得る人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、那覇市医師会那覇看護専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、沖縄県豊見城市字渡橋名 289 番地 23 に置く。

(養成所)

第4条 本校は、看護師養成所とする。

(課程、学科、学生定員、学級数、修業年限及び在学年限)

第5条 本校の課程、学科、学生定員、学級数、修業年限及び在学年限は次のとおりとする。

課程名	学科名	学生定員		学年 学級数	修業 年限	在学 年限
		入学定員	総定員			
医療専門課程	看護学科	120名	360名	3	3年	6年

2 学級の名称は1組・2組・3組と称する。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学期は、次のとおりとする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 開校記念日(4月20日)

(4) 春季、夏季、冬季における休業日は学年を通じて10週間以内とし授業時間及び休業規程に定める

2 前項の規定にかかわらず学校長が必要があると認めるときは、前項各号の休業日のほか、臨時に休業を行い、又は休業日においても臨時に授業を行うことができる。

3 前項に規定するほか、休業日に関し必要な事項は、授業時間及び休業規程に定める。

第3章 教育課程及び履修方法等

(授業科目、単位数及び時間数)

第9条 授業科目、単位数及び時間数は、看護学科別表1のとおりとする。ただし、学校長が必要があると認めるときは、別表に定める時間数を増やし、又は別表に定める科目以外の科目を加えることができる。

2 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする

(2) 実験、実習及び実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする

(3) 臨地実習については、45時間の実習をもって1単位とする

(履修科目の単位の認定)

第10条 学校長は、入学前の履修科目の単位認定を希望する者から、単位認定申請があった場合、入学前の履修科目単位認定に関する規程に基づき単位を認定することができる。

第4章 入学資格及び入学試験等

(入学資格)

第11条 本校に入学することのできる者は、次に該当する資格を有し、かつ、本校所定の入学試験に合格した者とする。

学校教育法第90条に定める高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年学校教育を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

(入学志願手続き)

第12条 本校に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は指定の期日までに次の各号に掲げる書類に受験料を添えて学校長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(様式第1号)
- (2) 高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書若しくは卒業見込み証明書
- (3) 高等学校若しくは中等教育学校の調査書またはこれらに準ずる書類
- (4) 高等学校卒業程度認定試験合格者は合格証書又は合格証明書

(入学試験)

第13条 学校長は、入学志願者に対して推薦入学試験と一般入学試験を行う。

- 2 試験の科目は入学卒業等認定委員会にて決定する。
- 3 入学者は入学卒業等認定委員会の議を経て決定する。

(入学手続き)

第14条 学校長は前条の結果、入学を認められた者について、合格通知を発行しなければならない。

- 2 前項の合格通知を受け取った者は、学校が指定する期日までに学校指定の誓約書(様式第2号)に保証人連署の上、必要書類を提出するとともに入学金を納入しなければならない。

(入学の許可)

第15条 学校長は、前条の手続きを終えた者(以下「学生」という。)に対し入学を許可する。

- 2 学校長は、正当な理由がなく、指定の期日まで手続きをしない者に対し、入学を取り消すことができる。

(保証人)

第16条 第14条2項に規定する保証人のうち1人は、学生の親権者又は後見人とし、他の1人は独立の生計を営む成年者で、かつ、学校に対して学生に関する一切の責任を負うことができる者とする。

- 2 学生は、保証人の住所又は氏名に変更が生じた場合、直ちにその旨学校長に届け出なければならない。
- 3 学生は、保証人が欠けたとき、又は前1項に規定する資格を失った場合は、新たに保証人を定めて保証人変更届(様式第3号)により学校長に届け出なければならない。

第5章 休学、復学、退学、除籍及び転学・転入学

(休学)

第17条 学生は、傷病、その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、保証人と連署した休学願(様式第4号)により、学校長の許可を受けなければならない。この場合、休学しようとする理由が傷病によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 学校長は、前項の規定によるもののほか、健康上の理由が必要であると認めるとき、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1年以内とする。ただし、学校長が特別な理由があると認めるとき、その期間を延長することができる。

(復学)

第 18 条 休学中の学生が、休学の理由が消滅し、又は休学期間が満了したことにより復学しようとするときは、保証人と連署した復学願（様式第 5 号）により、学校長に許可を受けなければならない。

2 休学の理由が傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
（退学及び除籍）

第 19 条 学生は退学しようとするとき、保証人と連署した退学願（様式第 6 号）により、学校長の許可を受けなければならない。

2 学校長は、学生が次の各号に該当するとき、これを除籍することができる。

- (1) 学期を超えて連絡が取れないとき
- (2) 第 17 条 3 項に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき
- (3) 死亡の届け出があったとき

（転学）

第 20 条 学生が他の看護師養成所へ転学しようとするときは、保証人と連署した転学願（様式第 7 号）により学校長の許可を受けなければならない。

（転入学）

第 21 条 他の看護師養成所から本校への転入学は、次の全てに該当する者で入学卒業等認定委員会の議を経て学校長が許可する。

- (1) 転入学相当年次に欠員がある場合
- (2) 前養成所での教育課程及び履修状況が本校教育内容を満たすこと

第 6 章 単位認定・成績評価・卒業認定

（単位の認定・成績評価）

第 22 条 単位は、成績評価に合格した者に対し認定する。

- 2 評価は、優、良、可、不可で表し、優、良、可を合格とする。
- 3 単位が認定されなかった場合は再履修しなければならない。
- 4 単位認定並びに成績評価に関し必要な事項は、試験及び成績・評価規程に定める。

（卒業の認定）

第 23 条 別表 1 の教育内容に基づく授業科目すべてにおいて単位を修得した学生に対して入学卒業等認定委員会の議を経て卒業を認定する。

（卒業証書及び称号授与書）

第 24 条 学校長は、卒業を認定した学生に対し、卒業証書（様式第 12 号）及び称号授与書（様式第 13 号）を授与する。

第 7 章 職員組織及び会議

（職員組織）

第 25 条 本校に次の職員をおく。

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 学校長 | (2) 副学校長 |
| (3) 教務主任 | (4) 実習調整者 |
| (5) 専任教員 | (6) 実習指導教員 |
| (7) 事務長 | (8) 事務主任 |
| (9) 事務職員 | (10) 学校医 |
| (11) スクールカウンセラー | (12) 相談医 |
| (13) 図書司書 | (14) 非常勤講師 |

2 職員の業務分掌については、職員業務分掌規程に定める。

（会議）

第 26 条 本校に入学卒業等認定委員会、学校評価委員会、職員会議及び教員会議を置く。

2 各種委員会及び会議に関し必要な事項は、各委員会及び会議規程に定める。

第8章 健康管理

(健康診断)

第27条 学校長は、学生の健康を保持するために健康診断を行う。

2 前項に定めるもののほか健康診断に関し必要な事項は、健康管理規程に定める。

第9章 受験料、入学金及び授業料等

(受験料、入学金及び授業料等の納入)

第28条 学生は、所定の期日までに受験料、入学金及び授業料等を納入しなければならない。

2 一旦納入した受験料、入学金及び授業料等は返還しない。但し、入学手続きを終えた者が3月31日までに入学辞退した場合は入学金以外の授業料等は返還する。

3 前項に規定するもののほか受験料、入学金及び授業料等の納入に関し必要な事項は、学生納付金規程に定める。

(授業料等の免除)

第29条 休学期間中は、授業料等を免除する。

2 前項に規定するもののほか授業料等免除に関する必要な事項は、学生納付金規程に定める。

第10章 賞 罰

(表 彰)

第30条 学校長は、学業に精励し他の学生の模範となると認められる学生を表彰することができる。

2 表彰に関する必要な事項は表彰に関する規程に定める。

(懲 戒)

第31条 学校長は、教育上必要があると認められるときは、学生を懲戒することができる。

2 懲戒は、訓戒、謹慎及び停学とする。

第11章 学校評価

(学校評価)

第32条 学校長は、教育活動その他学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため、必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上を図るものとする。

2 学校長は、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

3 前項に規定するもののほか学校評価に関し必要な事項は学校評価規程に定める。

第12章 雑 則

(住所等の変更)

第33条 学生は、住所、氏名及び本籍に変更が生じたとき14日以内に変更届(様式第11号)を学校長に届けなければならない。

(補 則)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

2 那覇市医師会立那覇高等看護専修学校学則(以下「旧学則」という。)は廃止する。

3 旧学則の規定によりした処分、手続きその他の行為は、この学則の相当規定によりした処分、手続きその他の行為とみなす。

4 平成5年3月31日現に那覇市医師会立那覇高等看護専修学校に在学する者は平成5年4月1日において、那覇市医師会那覇看護専門学校の高等課程に在学する者とする。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、看護学科2年次、3年次、准看護学科に在学する者に係る教育内容については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、准看護学科2年次、看護学科に在学する者に係る教育内容については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、准看護学科2年次、看護学科に在学する者に係る教育内容については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、第二看護学科、准看護学科2年次に在学する者に係る教育内容については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、第一看護学科2年次、第二看護学科、准看護学科2年次に在学する者に係る教育内容については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、准看護学科2年次に在学する者に係る教育内容については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成24年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、看護学科に在学する者に係る教育内容については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成27年4月1日から施行する。

別表 1

教 育 課 程

1. 教育課程

(看護学科)

		授業科目	単 位	時 間	備 考	
基礎分野	科学的思考の基盤	情報科学	2	45		
		論理学	1	30		
心の仕組みの科学		1	30			
環境科学		1	30			
文章表現法		1	30			
小 計		6	165			
基礎分野	人間と人間生活・社会の理解	教育学	1	30		
		社会学	1	30		
		人間関係論	1	30		
		倫理学	1	30		
		文化と人間	1	30		
		英語 I	1	30		
		英語 II	1	30		
		小 計	7	210		
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能 I	1	30		
		人体の構造と機能 II	1	30		
		看護形態機能論	1	30		
		生化学	1	30		
		栄養学・食事療法	2	45		
		小 計	6	165		
	専門基礎分野	疾病の成り立ちと回復の促進	微生物学	1	30	
			薬理学	1	30	
			病態学 I (概論)	1	15	
			臨床病態学 I (成人・老年)	3	75	
			臨床病態学 II 小児)	1	15	
			臨床病態学 III (母性)	1	15	
			臨床病態学 IV (精神)	1	15	
			小 計	9	195	
専門基礎分野	健康支援と社会保障制度	総合医療論	1	15		
		保健学	1	15		
		健康科学	2	45		
		社会福祉	1	30		
		看護と法	1	15		
		小 計	6	120		
専門分野	専門分野 I	基礎看護学 I -1 (概説・対象・目的)	1	30		
		基礎看護学 I -2 (看護理論)	1	15		
		基礎看護学 II -1 (看護実践の基盤となる基本技術)	2	75		
		基礎看護学 II -2 (生活過程を整える技術)	2	75		
		基礎看護学 II -3 (看護過程)	1	30		
		基礎看護学 III -1 (臨床看護総論)	1	30		
		基礎看護学 III -2 (診療に伴う技術)	1	45		
		基礎看護学 IV (看護研究)	1	15		
		小 計	10	315		
	専門分野		基礎看護学実習 I	1	45	
基礎看護学実習 II			2	90		
小 計			3	135		

授業科目		単 位	時 間	備 考	
専 門 分 野	専 門 分 野 II	成人看護学Ⅰ（対象・目的）	1	30	
		成人看護学Ⅱ（保健）	1	15	
		成人看護学Ⅲ-1（慢性期・終末期看護展開）	2	60	
		成人看護学Ⅲ-2（急性期・回復期看護展開）	2	60	
		小 計	6	165	
		成人看護学実習Ⅰ	2	90	
		成人看護学実習Ⅱ	2	90	
		成人看護学実習Ⅲ	2	90	
		小 計	6	270	
		老年看護学Ⅰ（対象・目的）	1	30	
		老年看護学Ⅱ（アセスメントと支援技術）	1	30	
		老年看護学Ⅲ（看護展開）	2	45	
	小 計	4	105		
	老年看護学実習Ⅰ	2	90		
	老年看護学実習Ⅱ	2	90		
	小 計	4	180		
	小児看護学Ⅰ（対象・目的）	1	30		
	小児看護学Ⅱ（保健）	1	30		
	小児看護学Ⅲ（看護展開）	2	45		
	小 計	4	105		
	小児看護学実習	2	90		
	小 計	2	90		
	母性看護学Ⅰ（対象・目的）	1	30		
	母性看護学Ⅱ（アセスメントと支援技術）	1	30		
	母性看護学Ⅲ（看護展開）	2	45		
	小 計	4	105		
	母性看護学実習	2	90		
小 計	2	90			
精神看護学Ⅰ（対象・目的）	1	30			
精神看護学Ⅱ（保健・支援方法）	2	45			
精神看護学Ⅲ（看護展開）	1	30			
小 計	4	105			
精神看護学実習	2	90			
小 計	2	90			
統 合 分 野	在宅看護論Ⅰ（対象・目的）	1	30		
	在宅看護論Ⅱ（訪問看護の技術）	1	30		
	在宅看護論Ⅲ（看護展開）	2	45		
	小 計	4	105		
	在宅看護論実習	2	90		
	小 計	2	90		
	看護管理	1	15		
	看護と安全	1	15		
	災害看護（国際看護）	1	15		
	臨床看護の校内実践	1	30		
	卒業論文	1	30		
	小 計	5	105		
	統合実習	2	90		
	小 計	2	90		
	講 義 合 計		75	1965	
臨地実習合計		23	1035		
科 目 総 計		98	3000		
教科外			214		
総 計		98	3214		

単位認定及び成績評価規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学則第22条の規定に基づき単位認定、成績評価、試験について必要な事項を定める。

(成績評価)

第2条 成績の評価は絶対評価とし、基準は下記のとおりとする。

評 価	点 数	判 定
優	80～100点	合格 (単位認定)
良	70～79点	合格 (単位認定)
可	60～69点	合格 (単位認定)
不 可	59点以下	不合格

(科目試験受験資格)

第3条 科目試験の受験資格は、授業料を完納したもので当該科目の授業時間数の3分の2以上を出席した者とする。

(科目試験)

第4条 試験は原則として各科目終了時若しくは担当教員が必要と認めた場合に行う。

2 試験はあらかじめ日時を提示する。

3 試験実施に際しての注意事項は、下記のとおりで受験者はそれを遵守しなければならない。

(1)試験開始時刻に15分以上遅刻した者は、原則として試験を受けることができない。

(2)試験は試験監督官の指示に従わなければならない。

(3)カンニング等の不正があれば試験の成績は無効とする。

(4)論文・レポート等の提出は提出期限を厳守する。正当な理由なく期日を守らない場合は、原則として未受験の扱いとする。

(追試験)

第5条 傷病及び学校長が認める理由により試験日に試験を受けることが出来なかった学生は、前日の17時までには手続きを行い、追試験願(様式第15号)により追試験を受けることができる。

2 追試験の受験資格は次のとおりとする。

(1)医師の診断書を提出した者又は病気であったと確認された者

(2)忌引により試験を受けられなかった者

(3)その他学校長が正当な理由があったと認めた者

3 追試験の評定は、第2条に準じる。

4 追試験の費用は徴収しない。

5 追試験は通常の授業時間外に行う。

(再試験)

第6条 成績評価が60点未満の学生は前日の17時までには手続きを行い、再試験願(様式第16号)により、再試験を受ける事ができる。

2 再試験は原則1回とする。

- 3 再試験の評定は、60 点以上をもって合格と判定し、評価は「可」と表示する。
- 4 再試験の受験は、学生納付金規定に定める再試験料を納めなければならない。
- 5 再試験は通常の授業時間外に行う。

(臨地実習科目評価)

第 7 条 臨地実習の評価は、実習目標を鑑み知識、技術、態度を総合的に評価する。

(臨地実習科目評価の条件)

第 8 条 臨地実習科目評価を受けることができるのは、授業料を完納したもので当該実習科目の実習時間数の 3 分の 2 以上を出席した者とする。

(臨地実習追実習)

第 9 条 傷病及び学校長が認める理由により臨地実習が出来なかった学生は、臨地実習追実習願(様式第 17 号)により追実習を受けることができる。

2 臨地実習追実習を受ける資格は次のとおりとする。

(1)医師の診断書を提出した者又は病気であったと確認された者

(2)忌引により臨地実習を休んだ者

(3)その他、学校長が欠席理由を正当であると認めた者

3 臨地実習追実習は、当該科目の既に実施した学習内容に加味して評定に反映させる。

4 臨地実習追実習の費用は徴収しない。

5 臨地実習追実習は通常の臨地実習の時間外に行う。

(臨地実習科目再履修)

第 10 条 成績評価が 60 点未満の者は、当該科目を再履修しなければならない。

2 臨地実習科目の再履修は原則として教育課程に定める規定の時間を履修する。

3 臨地実習科目の再履修は、単位履修願(様式第 13 号)を届け出、学生納付金規定に定める単位履修料を納めなければならない。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。